

平成28年9月30日  
研究所会議決定  
規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構国立極地研究所研究データ・電子データに対してデジタルオブジェクト識別(以下「DOI」)を付与する際の手順を定める。

(運用ならびに対応)

第2条 情報図書室は、ジャパンリンクセンター(以下「JaLC」)への対応窓口として対応する。DOI付与を行う各データについての対応窓口は以下の通りとする。

2 国際北極環境研究センターは、「北極域データアーカイブ(英語名称: Arctic Data Archive System)」(以下「ADS」)の運用を行い、ADSに登録する研究データに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。

3 情報図書室は、「国立極地研究所学術情報リポジトリ(英語名称: National Institute of Polar Research Repository)」(以下「NIPR リポジトリ」)の運用を行い、NIPR リポジトリに登録するコンテンツに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。

4 極域データセンターは、「国立極地研究所学術データベース(英語名称: National Institute of Polar Research Science Database)」(以下「NIPR 学術データベース」)の運用を行い、NIPR 学術データベースに登録する研究データに対してDOI付与を行うための対応窓口となる。

(その他)

第3条 DOIは半恒久的に維持される必要があるため、JaLC規定のDOI付与ガイドラインに従い、必要な手順を「DOI付与ガイドライン」として定める。

第4条 DOIを研究所として継続運用するため、データマネジメント委員会において、年度ごとにDOIが付与されたデータの管理状況の確認を行う。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。